

令和6年度鏡野町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定により策定した、鏡野町一般廃棄物処理基本計画及び鏡野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年鏡野町条例第171号）第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

鏡野町長 山崎 親男

記

- 1 計画期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 2 計画処理区域及び排出量（見込み）

(1) 計画処理区域

処理区域	鏡野町全地域
------	--------

(2) 排出量（見込み）

①ごみ

(t/年)

家庭系ごみ	可燃ごみ	1, 7 1 2
	不燃ごみ	6 5
	プラスチック容器包装	3 5
	ペットボトル	1 1
	資源ごみ	9 2
	粗大ごみ	3 3 0
	小 計	2, 2 4 5
	集団回収	1 9 5
	合 計	2, 4 4 0
	事業系ごみ	可燃ごみ
不燃ごみ		6
資源ごみ		1 5
粗大ごみ		1 2
合 計		9 7 9
排出量合計	可燃ごみ	2, 6 5 8
	不燃ごみ	7 1
	資源ごみ	1 5 3
	粗大ごみ	3 4 2
	合 計	3, 2 2 4
排出量合計（集団回収含む）		3, 4 1 9

② し尿、浄化槽汚泥		(k 1 / 年)
し尿		1, 294
浄化槽汚泥		3, 384
合 計		4, 678

### 3 処理計画

#### (1) 収集運搬計画

##### ①処理主体

ア	鏡野町が収集及び委託して収集する一般廃棄物 ◆一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装、ペットボトル、資源ごみ、粗大ごみ
イ	許可業者が収集運搬する一般廃棄物 ◆事業活動から排出される可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥（許可を受けたものに限る。）
ウ	町民及び事業所（公共施設含む）が直接搬入する一般廃棄物 ◆可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ
エ	津山圏域クリーンセンターで処理できないため、収集及び搬入できないもの ◆「ごみの分別・出し方ガイドブック」やチラシに収集・処理ができないものと記載されているもの ◆資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、メーカー等の自主回収ルートがあるもの（消火器等） ◆産業廃棄物 ◆タイヤ、バッテリー ◆危険物（石油類、廃油類、ガスボンベ、消火器、農薬、劇薬物等） ◆建築廃材 ◆在宅医療廃棄物（注射針、点滴セット等） ◆大型農機具、ピアノ、仏壇、オートバイ（排気量50cc超）、農業用ビニール類（マルチ、畦シート、苗箱、ハウスビニール等） ◆特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、メーカー回収が義務付けられているエアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機 ◆その他、津山圏域クリーンセンターで受け入れができないもの

②収集方法

鏡野町の収集方式による

ア ごみ

分別区分	収集区分	収集方法	収集頻度	排出方法	
可燃ごみ	委託業者	ステーション回収	1回/週	指定袋	
不燃ごみ	委託業者	ステーション回収	1回/月	指定袋	
プラスチック 容器包装	委託業者	ステーション回収	2回/月	指定袋	
資源ごみ	缶・びん	委託業者	ステーション回収	1回/月	資源ごみ 収集かご
	乾電池・蛍光灯・水銀式体温計・水銀式血圧計	委託業者	ステーション回収	1回/月	資源ごみ 収集かご
	ペットボトル	委託業者	ステーション回収	1回/月	ペットボトル 収集 ネット
	古紙類・古布類	—	集団回収	—	—
粗大ごみ	委託業者	ステーション回収	年6回 (偶数月)	粗大ごみ シールを 貼り付け る	
小型家電製品	直営・許可業者	ボックス回収 ※1	随時	—	
事業所ごみ(可燃ごみ)	許可業者 又は排出者	直接搬入	—	—	

※1 ボックス回収場所：鏡野町役場、ペスタロッヂ館、奥津振興センター、上齋原振興センター、富振興センター、夢広場、鏡野地域福祉センター

イ し尿、浄化槽汚泥等

分別区分	収集区分	収集方法
し尿・浄化槽汚泥	許可業者	戸別収集

③収集曜日

収集区分 収集地区		可燃 ごみ (毎週)	不燃 ごみ	プラスチック 容器包装	ペットボトル	ビン・缶・ 蛍光灯・ 電池	粗大 ごみ
鏡 野 地 域	芳 野	火曜日	第2 土曜日	第1・3 土曜日	第4 土曜日	第3 月曜日	第4 木曜日
	大 野	水曜日	第2 火曜日	第1・3 火曜日	第4 火曜日	第2 土曜日	第4 金曜日
	小 田	土曜日	第2 金曜日	第1・3 金曜日	第4 金曜日	第3 水曜日	第4 水曜日
	中 谷	月曜日	第2 木曜日	第1・3 木曜日	—	第2 金曜日	
	香 南	金曜日	第2 水曜日	第1・3 水曜日	第4 水曜日	第3 火曜日	第4 火曜日
	香 北					第2 火曜日	第4 月曜日
	郷					第2 火曜日	第4 月曜日
奥津地区		土曜日	第2 金曜日	第1・3 金曜日	第4 金曜日	第2 木曜日	第3 木曜日
上齋原地区		木曜日	第2 月曜日	第1・3 月曜日	第4 月曜日	第2 水曜日	第2 月曜日
富地区		月曜日	第2 木曜日	第1・3 木曜日	第4 木曜日	第2 金曜日	第2 土曜日

④処理計画量及び処理施設

ア ごみ

(t/年)

区 分		処理計画量	処理施設
家庭系ごみ	可燃ごみ	1, 7 1 2	津山圏域クリーンセンター
	不燃ごみ	6 5	
	プラスチック 容器包装	3 5	
	ペットボトル	1 1	
	資源ごみ	9 2	
	粗大ごみ	3 3 0	
	小 計	2, 2 4 5	
	集団回収	1 9 5	
	合 計	2, 4 4 0	
	事業系ごみ	可燃ごみ	9 4 6
不燃ごみ		6	
資源ごみ		1 5	
粗大ごみ		1 2	
合 計		9 7 9	
合計 (集団回収を除く)		3, 2 2 4	
合計 (集団回収を含む)		3, 4 1 9	

イ し尿、浄化槽汚泥

(k l /年)

区 分	処理 計画量	処理施設別内訳量		
		津山圏域衛生処 理組合汚泥再生 処理センター	し尿処理施設 旭水苑	クリーン発酵 (株)
し尿	1, 2 9 4	1, 2 1 9	7 5	
浄化槽汚泥	3, 3 8 4	2, 9 7 6	3 0 8	1 0 0
合 計	4, 6 7 8	4, 1 9 5	3 8 3	1 0 0

⑤施設概要

ア 中間処理施設

(熱回収施設・リサイクル施設)

施設名	津山圏域クリーンセンター	
施設所管	津山圏域資源循環施設組合	
所在地	津山市領家1446番地	
稼働開始	平成28(2016)年3月	
熱回収施設	処理能力	128トン/日(64トン/日×2炉)
	処理対象物	可燃ごみ
	処理方式	全連続ストーカ式焼却炉
	余熱利用	発電(施設内利用及び売電)
リサイクル施設	処理能力	38トン/日(1日5時間運転)
	処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、古紙類(古布類含む)、 缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック容 器包装、蛍光灯、乾電池等
	処理方式	磁力選別、粒度選別、風力選別、アルミ選別、 手選別

(し尿処理施設)

対象地域	鏡野地域、奥津地域、上齋原地域	富地域
処理主体	津山圏域衛生処理組合(津山市、 鏡野町、美咲町)	真庭市
施設名称	汚泥再生処理センター	し尿処理施設旭水苑
所在地	津山市川崎458	真庭市野原9-1
処理対象	し尿・浄化槽汚泥	し尿・浄化槽汚泥
供用開始	平成31(2019)年4月	平成6(1994)年11月
処理方式	水処理方式/浄化槽汚泥の混入 比率の高い脱窒素処理方式 資源化方式/汚泥助燃剤化方式	高負荷脱窒素処理方式+ 高度処理
処理能力	170KL/日	100KL/日

イ 最終処分場

施設名	津山圏域クリーンセンター	旭水苑 (処分先: クリーン発酵(株))	
施設所管	津山圏域資源循環施設組合	真庭市	
所在地	津山市領家1441番地1	真庭市野原9-1 (処分先: 真庭市上水田7341番地)	
稼働開始	平成28(2016)年3月	—	
埋立 処分場	埋立 面積	2,530 m <sup>2</sup>	—
	埋立 容量	30,000 m <sup>3</sup>	—
	埋立 対象物	不燃残渣、資源化不適物等	—
	埋立 方法	サンドイッチ工法・準好気性埋立構造	—
浸出水 処理施設	処理 能力	6.0 m <sup>3</sup> /日	—
	処理 方式	pH調整・消毒、下水道放流	—

⑥収集運搬に関する委託業者及び許可業者

ア ごみ収集委託業者

業者名	住 所	委託内容	収集区域
(株)山本工業	鏡野町竹田719番地	可燃ごみ	鏡野町 全域
第一工業(株)	鏡野町羽出275-1	不燃ごみ プラスチック容器包装 ペットボトル	
(株)廃棄物センター — 鏡野出張所	鏡野町香々美1353-2	資源ごみ 粗大ごみ	

イ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥は除く）収集運搬許可業者

業者名	住 所	許可内容	収集区域
(有)小松清掃社 鏡野営業所	鏡野町円宗寺 2 8 0	ごみ	鏡野町 全域
(有)県北衛生センター 奥津支店	鏡野町奥津川西 3 9 8 - 1	ごみ	鏡野町 全域
グリーン環境(株)	鏡野町薪森原 6 0 9	ごみ	鏡野町 全域
(株)山本工業	鏡野町竹田 7 1 9	ごみ	鏡野町 全域
(同)広和産業	鏡野町小座 4 6 - 1 0	ごみ	鏡野町 全域
(株)鏡野クリーンサー ビス	鏡野町吉原 6 1 3 - 2	ごみ	鏡野町 全域
中国防災工業(株)	鏡野町土居 2 4 9 - 1	ごみ	鏡野町 全域
(株)ジェンコ・インター ナショナル	鏡野町吉原 6 1 4 - 3	ごみ	鏡野町 全域
(株)廃棄物センター 鏡野出張所	鏡野町香々美 1 3 5 3 - 2	ごみ	鏡野町 全域
第一工業 (株)	鏡野町羽出 2 7 5 - 1	ごみ	鏡野町 全域
(株)丸岩産業 鏡野事業所	鏡野町円宗寺 6 8 4 - 2	ごみ	鏡野町 全域

ウ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

業者名	住 所	許可内容	収集区域
(有)小松清掃社	津山市大田 1 1 2 - 5	し尿 浄化槽汚泥	鏡野地域
(有)県北衛生センター	津山市横山 1 2 4 7 - 5	し尿 浄化槽汚泥	奥津・上齋 原地域
(株)十字屋	真庭市下河内 3 1 4 - 1	し尿	富地域
真庭環境衛生管理 (株)	真庭市下河内 3 2 8 - 1	浄化槽汚泥	富地域

4 一般廃棄物の排出抑制のための方策  
ごみの排出抑制・再生利用の推進

項 目	内 容
ア ごみ排出抑制に取り組む人の増加を図る。	
◆ホームページ等からの情報発信	本町のホームページ、有線テレビ、広報を活用して定期的に分別の啓発、3Rの推進等の情報の発信を行う。
◆ごみ処理施設見学会、環境学習、リサイクル講座の支援	ごみ処理の実態や多様な環境学習、リサイクル講座の内容を知っていただくため、幅広く住民が参加できるよう津山圏域資源循環施設組合の運営を支援する。
◆ワンウェイプラスチック削減運動の実施	広報等にて定期的に、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減のため、買い物袋の持参を啓発する。
イ ごみ排出抑制に取り組む人を支援する。	
◆生ごみの堆肥化の推進	家庭用生ごみ処理機等購入費助成金制度により生ごみの堆肥化の推進を行う。
ウ 分別収集に取り組む人の増加を図る。	
◆広報・啓発資料の活用	広報、啓発DVDの活用や、環境衛生委員の協力を得て分別方法の周知を図る。
◆転入者等への啓発	転入者へ、転入手続きの際に窓口で、ごみ分別・出し方について説明を行う。
◆警告シールによる正しいごみ分別の啓発	分別が出来ていないものや、指定袋に入っていないものに対し、理由を明記した警告シールを張り残置し啓発を行う。
エ ごみの資源化に取り組む人を支援する。	
◆資源ごみ集団回収活動の促進	広報等により資源ごみ集団回収団体奨励金制度の活用、地域で管理するストックヤードの整備に関する助成制度の活用を促し、住民の排出機会を増やし、回収量の増加を図る。
◆小型家電製品のリサイクル	住民の利用状況に合わせ、回収ボックスの増設を検討する。